HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	信用貨幣の生成原理に関する研究［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	海, 大汎
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(経済学)
Dissertation Number	甲第14031号
Issue Date	2020-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78626
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Hae_Daebeom_abstract.pdf, 論文内容の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

様式８

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士・経済学　／　氏名：海 大汎

学位論文題名

「信用貨幣の生成原理に関する研究」

本研究は，信用貨幣の生成原理を解明するものである。そのために，貨幣/信用制度をめぐる従来の理論研究を批判的に検討し，商品論の枠組みの中で信用貨幣(信用売買)の生成(成立)可能性を模索した。ここに，各章の内容をまとめることにする。

第１章「問題の所在―信用売買の理論領域」では，信用売買(商業信用)は，貸借関係を形式的に借用する商品交換の一形式であることを明らかにした。信用売買では買い手は，現金価格相当を購買力の形で貸し付けられることによって，売り手との債権債務関係を形成する。その過程で利子は，一定期間貨幣の用益を可能にする権利(資金)の価格として発生する。信用価格(信用売買の約定価格)は，現金価格+利子ではなく，貸金 or 借金+利子として形成されるのである。このように，信用価格と現金価格との間の差額が利得でないのは，買い手(売り手)の債務額(請求額)が購買代金(販売代金)でないのと表裏の関係にあることが分かる。したがって，信用売買は，商品交換の初発形態(単純

な商品流通)における購買過程を先取りするものとしてではなく，商品と資金という二種の「商品」を売買する方式のものとして再規定されるべきであろう。

第２章「商品交換の成立原理」では，商品交換は，何によって成り立つのかについて考察した。こうした問いの持つ意義は，現金売買と信用売買との間の皮相的な区分を再考することにあるといえる。商品交換は，権利の獲得と義務の履行とをめぐる売り手と買い手との間の権利義務関係を基盤として行われるものであり，これによって，両方の商品は，所有主体(私的所有権)を変更(移転)することができる。ここで，等価商品の授受時点の相違自体は，副次的かつ二義的なものにすぎない。現金売買と信用売買いずれも，所有主体(私的所有権)の変更(移転)の成立を前提とする商品交換の個別形式に他ならないからである。こうして，商品論では，双方の商品を共時的に譲渡しあうような方式を正則と規定し，そうでない方式を埒外(貨幣論/信用論)に追い出せるような原理的必然性など存在しないということが分かる。いずれの方式をとるかは，商品交換の成り立ちに何ら影響を与えないといわざるをえない。

続く第３章「貨幣生成の論理構造」では，商品価値の保蔵という契機はいかにして表面化されるのかについて考察した。そのためにここでは，価値形態論の第２形態における二種の戦略(次善の策への旋回／間接交換)が逢着する各々の困難に着目した。すなわち，前者は，価値表現の臨界点に達することで，商品交換を一時的に休止させられ，所有商品の保有･保管を余儀なくされる。また後者は，商品交換の量的(超過･不足の発生)

及び質的(状況の変化)なミスマッチからはみ出る残余分の保有･保管を余儀なくされる。ところが，このような意図せざる保有･保管は，コストの発生や商品の劣化などの問題を発生させる。この場合，個別主体は，積極的な消費衝動と無縁のものでもさしあたり取り替えておこうとする消極的な防御機制に迫られる。この機制は，比較的長期間にわたって価値を保蔵できるものへの需要を創出する。そうなると，その需要はやがて，商品社会の集団的傾向性を通じて一般性を獲得し，保蔵のための保蔵を可能にするものへの需要に転換されることになる。

第 4 章「貨幣の内なる二面」では，流通手段論の延長線上で捉えられてきた蓄蔵の契機を批判的に検討し，単純な商品流通の基底に根付いている貨幣観/市場観を捉え返した。ここではまず，第 3 章の考察を踏まえて，貨幣蓄蔵は，流通手段としての貨幣機能とは相容れない独自の領域を持つことを明らかにした。交換手段としての貨幣はむしろ，貨幣の一面にすぎず，それ自体としては商品社会において価格＝貨幣形態を編成する内的動力を持っていない。そうした限界に着目して，ここでは貨幣を，保蔵性と交換性との回路を内面化している自己完結的形式として規定した。貨幣は，これまで疎遠だった市場(商品領域)と非市場(富の領域)とを緊密に結びつけることで，両領域の量的･質的高度化を促す。このように，本章では，市場を囲繞する非市場を富の世界として再規定し，市場と非市場とを結びつける貨幣の存在を浮き彫りにすることで，信用貨幣(信用売買)の生成(成立)の理論的な土台を提示したのである。

最後に，第 5 章「信用貨幣の流通根拠」では，商品論の枠組みの中で信用貨幣の生成可能性を原理的に解明した。仮に「p 量の商品 X＝q 量の商品 Y」のような価値表現には，「商品 X」所有者が是が非でも現物の「q 量の商品 Y」を譲渡されなければならないという必然性は存在しない。「商品 X」所有者は，「商品 Y」が比較的長期間にわたって「p 量の商品 X」の価値を保蔵できるものと判断できれば，現物の「q 量の商品 Y」の代わりに「q 量の商品 Y」を譲渡するという債務証書を発行してもらっても差し支えないからである。「商品 Y」は，需要品を即時譲渡されうる力(直接交換可能性)の保持を可能にするものとして，「商品 X」所有者の価値表現によって呼び寄せられるのであり，その限りで，一種の商品価値の保蔵媒体と位置づけられる。但し，「商品 Y」の価値保蔵性は，貨幣形式によって与えられたものといわなければならない。それゆえ，個別貨幣がいかなる特性･特質を備えているのかは，二義的な問題にすぎなくなる。この点は，もはや貴金属との交換が保証されない現代の不換銀行券を現物貨幣の一様態としてカテゴライズするさいの商品論的根拠を提供する。

以上の考察から明らかなように，信用貨幣は，口約束あれトークンであれ紙製媒体であれ電子記録であれ，いずれも等価形態の価値を体現するものである点で貨幣の一様態として位置づけることができる。現物貨幣と信用貨幣とは，各々現物売買または信用売買によって各々現出されるとはいえ，いずれも商品交換の成立によって現出される貨幣の個別様態である点で両者の間の質的相違は存在しないといってよい。しかしその反面

において，現物貨幣と信用貨幣との間に量的な相違が生じる原因は何か。信用売買は一般に，現物売買と異なり，資金の売買が追加的に行われる。それによって，信用価格と現金価格との間に差額が生じ，そこで，利子が資金の価格として発生する。信用貨幣は，信用価格(貸金 or 借金+利子)を体現するものに他ならないが，信認度の高く権威のある機関によって発行されるものであれば，さしあたり利子は問題にならない。ということは，場合によってはそれが，貨幣形式のもとにおける現物貨幣と信用貨幣との同質性(貨幣の個別様態としての同質性)を前提にして現物貨幣との量的相違さえも消去することができるということを意味する。にもかかわらず，従来の原理論・商品論においてこうした同質性が否定されていたのは，一般的等価物を交換性の定在とする貨幣観と，単純な商品流通(先販売後購買)を商品交換の初発形態とする市場観とに起因するものといえよう。